

営業許可申請手数料変更のお知らせ

食品衛生法改正に伴い、令和3年6月1日から一部許可業種の申請手数料が変更になります。

●令和3年6月1日以降に営業許可申請される場合は以下の手数料となります。

許可	令和3年5月31日までの許可・届出業種	令和3年6月1日以降の許可業種	新規許可手数料	更新許可手数料
	新たに営業の許可が必要な業種 手数料を新設しました。	魚介類加工業(魚介類の加工)	水産製品製造業	18,000円
食品製造業(液卵の製造)		液卵製造業	16,000円	12,000円
食品製造業(漬物の製造)		漬物製造業	16,000円	12,000円

変更	変更前の業種	変更後の業種	新規許可手数料	更新許可手数料
	許可業種が変更になる業種 ●のついている業種は手数料が変更されます。	あん類製造業	菓子製造業	16,000円
●飲食店営業(一部の自動販売機) 喫茶店営業(一部の自動販売機)		調理機能を有する自動販売機による営業	11,000円	8,200円
●喫茶店営業(自動販売機以外)		飲食店営業	18,000円	13,500円
缶詰又は瓶詰食品製造業(常温品(はちみつ、酢以外)の製造) ●ソース類製造業(容器包装に密封された常温品の製造)		密封包装食品製造業	23,000円	17,200円
魚肉ねり製品製造業		水産製品製造業	18,000円	13,500円
醤油製造業 みそ製造業		みそ又はしょうゆ製造業	18,000円	13,500円
食品の冷凍又は冷蔵業(冷凍食品の製造)		冷凍食品製造業	23,000円	17,200円
●乳酸菌飲料製造業		乳製品製造業又は清涼飲料水製造業	23,000円	17,200円
マーガリン又はショートニング製造業		食用油脂製造業	23,000円	17,200円

存続	令和3年6月1日以降の許可業種	新規許可手数料	更新許可手数料	令和3年6月1日以降の許可業種	新規許可手数料	更新許可手数料
	許可業種が存続する業種 手数料の変更はありません。	アイスクリーム類製造業	16,000円	12,000円	食用油脂製造業	23,000円
飲食店営業		18,000円	13,500円	清涼飲料水製造業	23,000円	17,200円
菓子製造業		16,000円	12,000円	そうざい製造業	23,000円	17,200円
魚介類競り売り営業		23,000円	17,200円	添加物製造業	23,000円	17,200円
魚介類販売業		11,000円	8,200円	豆腐製造業	16,000円	12,000円
酒類製造業		18,000円	13,500円	特別牛乳搾取処理業	23,000円	17,200円
集乳業		11,000円	8,200円	納豆製造業	16,000円	12,000円
食肉処理業		23,000円	17,200円	乳処理業	23,000円	17,200円
食肉製品製造業		23,000円	17,200円	乳製品製造業	23,000円	17,200円
食肉販売業		11,000円	8,200円	氷雪製造業	23,000円	17,200円
食品の放射線照射業		23,000円	17,200円	種類製造業	16,000円	12,000円

●上の表以外に営業内容により次の許可業種になることもあります。	令和3年6月1日以降の許可業種	新規許可手数料	更新許可手数料
	食品の小分け業	16,000円	12,000円
	複合型そうざい製造業	23,000円	17,200円
	複合型冷凍食品製造業	23,000円	17,200円

営業内容により例外もありますので、令和3年6月1日以降の許可業種については、お店のある区の福祉保健センターにお問い合わせください。

営業許可申請の手続き等に関するQ&A

Q1 いつから新しい手数料になりますか。

- A 手数料は申請日によって異なります。令和3年6月1日以降の申請から新しい手数料となります。令和3年5月31日以前の申請は今までどおりの手数料となります。

5/31以前に申請:今までどおりの手数料 | 令和3年6月1日 | 6/1以降に申請:新しい手数料

Q2 新食品衛生法に基づく営業許可の申請はいつからできますか。

- A 原則として令和3年6月1日以降、申請が可能になります。漬物製造業、液卵製造業、水産製品製造業^{*}は令和3年6月1日時点で営業している場合、令和6年6月1日までに営業許可が必要となりますので、それまでに営業許可を取得できるよう申請してください。

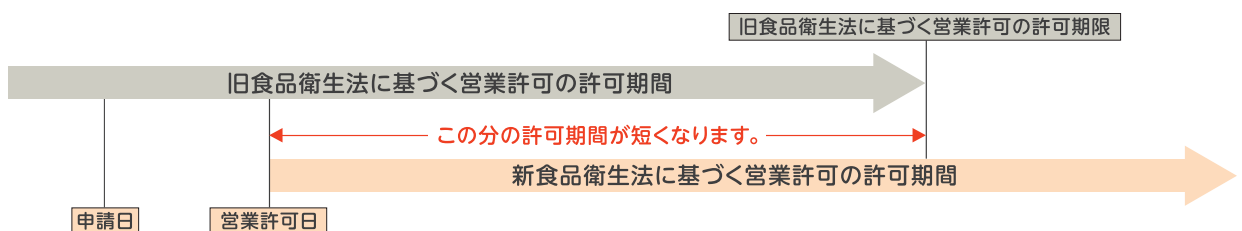
^{*}魚介類加工業の許可を持っている方が水産製品製造業の許可を取得する場合

Q3 現在お店を営業していますが、営業を継続するため令和3年6月1日以降に営業許可申請するときの申請手数料はどうなりますか。

- A
- 変更 「許可業種が変更になる業種」
 - 存続 「許可業種が存続する業種」
- 更新許可手数料で申請することができます。
●例: (旧)喫茶店営業から(新)飲食店営業
(旧)飲食店営業から(新)飲食店営業
- 許可 「新たに営業の許可が必要な業種」— 令和3年5月31日以前からお店を営業している場合でも、新規許可手数料となります。

Q4 令和3年6月1日以降に新食品衛生法に基づく営業許可を取得するときの許可期間はいつからになりますか。

- A 旧食品衛生法の営業許可を取得していても、令和3年6月1日以降は、新規の申請となります。そのため、許可期間は営業許可日から新たに始まります。



新食品衛生法に基づく許可業種や手続き等については、許可期限に余裕をもってお店のある区の福祉保健センターにお問い合わせください。